

1 1月定期支払の遅延について

1. 事態の概要

平成23年度の現況届について、1 農業委員会からの提出が遅れ、11月10日の定期支払が差止となる事故が生じた。

なお、差止となった年金は、手作業により支払データを作成し、11月17日に支払を完了している。

2. 農業者年金基金における再発防止策

今回の事案を踏まえ、受給権者保護の観点から基金職員の意識の向上を図るとともに、受託機関に対する基金のフォローアップ体制の強化や都道府県農業会議による指導の強化等の再発防止等を講じることとする。

具体的には次の対策を実施する。

(1) 基金のフォローアップ体制の強化

ア 職員へ報告、情報共有の徹底を図る。

イ 8月中旬に送付する「現況届未提出者一覧表」から、提出率の低い農業委員会に対し督促する。

ウ 9月中旬に送付する「差止予定者一覧表」を元に提出率の低い農業委員会に対し電話により再督促する。

エ 基金から送付する資料等については、9月末までに現況届が未提出であると11月の定期支払が差止になるなど、作業のポイントをわかりやすく説明した事務処理スケジュールを添付する。

(2) 受託機関による指導の強化

ア 「未提出者一覧表」及び「差止予定者一覧表」の市町村別件数表を、都道府県農業会議に送付する際に、提出率の低い農業委員会に対する指導結果の報告を求める。

イ 毎年度当初に実施している、新任担当者研修会において、現況届関係事務を研修項目に追加する。

「平成23年度コンプライアンス推進計画」の取組状況について

平成23年12月22日現在

* 「 」内は「平成23年度独立行政法人農業者年金基金コンプライアンス推進計画」

独立行政法人農業者年金基金（以下、「基金」という。）におけるコンプライアンスのより一層の推進を図るため、平成23年度については、以下の取組を行うものとする。

○ 各室部におけるコンプライアンス推進の取組

1 各室部におけるコンプライアンス推進の取組

各室部業務におけるコンプライアンスに対する職員の意識向上を図るため、管理職は、職員との業務打ち合わせ等の際に、コンプライアンスの重要性についての啓発を図ることとする。

管理職は、業務打合せ等様々な場面において職員に対するコンプライアンスの啓発を図るための取組みを行うとともに、更なる適正な業務執行の確保観点から、マニュアルの整備等を行っている。

○ コンプライアンス推進計画の項目に基づく研修の実施

2 コンプライアンス推進に関する全体研修会の実施

コンプライアンスや個人情報保護に関する理解と認識を深めるため、外部講師等による研修会を開催する。

外部講師等による役職員に対する研修については、以下のとおり実施した。

○9月9日（金）

テーマ：「公文書等の管理に関する法律について」

講師：内閣府大臣官房公文書管理課 公文書管理専門官

○11月22日（火）

テーマ：「コンプライアンス倫理研修」

講師：基金総務課長

3 新任者コンプライアンス研修の実施

基金におけるコンプライアンス遵守事項等を集約したコンプライアンスハンドブックに基づく研修を、基金採用者に対して速やかに実施する。

4月1日までに採用した職員を対象とした研修を4月7日（木）及び8日（金）に、また10月1日までに採用した職員を対象とした研修を10月1

1日（火）及び12日（水）に実施した。

4 情報セキュリティ対策の充実

基金におけるコンプライアンス確保において重要性が高い情報セキュリティ水準の向上を図る観点から、関係規定の見直し、研修を実施する。

外部講師（CIO補佐官）による役職員全員を対象とした情報セキュリティ研修については平成24年2月を目途に実施する予定である。

また、情報セキュリティ関係規程の見直しに係る情報セキュリティ委員会を平成24年3月を目途に開催する予定である。

○ 内部監査の充実

5 内部監査の実施

内部監査の実施に当たっては、業務運営におけるコンプライアンスの推進の視点を含め引き続き監査を実施する。

平成23年度における内部監査については、平成23年8月から平成23年9月にかけて会計監査及び業務監査を実施し、更に平成24年1月に業務監査を実施する予定である。また、平成24年2月に文書管理監査を実施する予定である。

○ 適切な情報提供等

6 コンプライアンスに関する情報の提供

コンプライアンスに対する理解を深めるため、コンプライアンスに関する事例、倫理規程等を役職員が閲覧可能なフォーラムに掲載するなど関連情報の提供を積極的に行う。

役職員に対して「各種研修資料」、「コンプライアンスハンドブック」、「出張時における役職員の倫理に係る留意事項について」などについて、フォーラムに掲載して関連情報の提供を行っている。

7 コンプライアンスに関する情報の公開

基金のコンプライアンスに関する情報公開を進めるため、コンプライアンスに係る推進計画、コンプライアンスの推進のために講じた措置についてホームページで公表する。

コンプライアンスの推進計画の取組状況については、委員会開催の都度速やかにホームページに掲載している。

平成24年度の推進計画については、平成24年3月のコンプライアンス委員会を経てホームページに掲載する予定である。